

## 山梨県総合計画審議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、山梨県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2 規則第6条第1項に規定する部会は、別表に掲げる部会及びこれらの部会の担任事項に属しない事項のうち、特に必要と認められるものについて臨時に調査審議するための部会とする。

2 別表に掲げる部会の担任事項は、同表各欄に掲げるものとする。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、当該部会に属する委員（以下第2において「委員」という。）のうちから会長が指名する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員（以下「部会長代理」という。）が、その職務を代理する。

6 部会の会議（以下「会議」という。）は、会長の承認を得て部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

8 前項の規定にかかわらず、出席委員と審議事項に関する意見をあらかじめ提出した委員の合計が、委員の過半数に達した場合は、会議を開くことができる。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 関係行政機関の職員は、部会長の許可を得て、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

（顧問）

第3 ~~前審議会との継続性を確保し、~~審議を有意義なものとするため、審議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、審議会に属する委員のうちから会長が指名する。

（部会連絡会）

第4 部会間の連絡調整を行うため、審議会に部会連絡会を置く。

2 部会連絡会の構成員は、会長、副会長、部会長、部会長代理及び顧問をもって充てる。

3 部会連絡会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

4 部会連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が部会連絡会に諮って定める。

（分科会）

第5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に分科会を置くことができる。

2 分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（庶務）

第6 規則第12条に規定する庶務は、山梨県総合政策部政策企画課において処理する。

附 則  
(略)

附 則  
(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

別表

部会名	担任事項
<u>攻めの「やまなし」成長部会</u>	<u>・産業の振興による県内経済の活性化に関する事項</u>
<u>次世代「やまなし」投資部会</u>	<u>・次代を担う人材の育成・確保に関する事項</u>
<u>活躍「やまなし」促進部会</u>	<u>・誰もが生涯を通じて活躍できる環境の整備に関する事項</u>
<u>安心「やまなし」充実部会</u>	<u>・安心して暮らすための保健・医療・福祉の充実と持続可能な社会への転換に関する事項</u>
<u>快適「やまなし」構築部会</u>	<u>・産業や生活の基盤づくりに関する事項</u>